

達て被仰渡候。

一、陸放翁新歲書感詩

陸放翁新歲書感詩、嘉定二年己巳翁年八十六、此詩全未覺老耄、數日前自註謂、大兒新年六十二、仲子六十、季子亦近六十、亦可謂稀有矣、是歲翁卒、其詩云、

早歲西遊賦子虛、暮年負_レ來返_レ鄉閭、殘軀未死敢忘國、病眼欲盲猶愛書、朋舊何勞記_レ車笠、子孫幸不廢_レ齋_レ齋、新年冷落如_レ常日、白髮蕭々_レ鬢自梳

一、小立野水道の拾首

去年十月十四日、如來寺にて法會の時節、前夜の儀にも候か、小立野水道の内に、一二歳許の小兒の首迄有之候。檢使罷出相改申候。何者の所爲に候哉終に知れ不申候。其節男女の差別檢使共も不分明、只小兒の首と迄致見分候。就其新武者物語と申双紙の内に有之旨にて、山崎氏爲知に候。左に書留候。

天正九年三月、遠州高天神落城に及ばんとする時、城内より茜の羽織着たる武者、城外迄働き出て討死し侍る。其首を取て見れば、薄化粧にかね黒く髪長き者なれば、更に男

女の差別しれざりけり。或人のいはく。眼をあけて見給へ、腫上にみかへし腫の中に入れて、白眼ばかり見ゆるは女の首なり。腫明に見えなば男の首なるべしといへり。眼を明てこれを見れば、腫明にみえける故、男の首に極まれり。後によく聞けば、城主栗田刑部が寵愛せし、小姓時田鶴千代丸なりしとかや。

一、平井吉左衛門、若黨に殺さる。

元文四年己未二月十八日、馬廻組平井吉左衛門秩三百五十五、享年六十。爲家從所弑始末如左。才許人中田善左衛門、若黨吉川政右衛門、高桑忠兵衛、小者時内、權内外に十二歳童子。

十八日吉左衛門晝番に付、四時分若黨吉川政右衛門十九と申者に、髪月額を申付候。月額を仕廻候て髪附無之旨申候。吉左衛門平生至て鄙吝にて、髪附をも不渡置候。此時吉左衛門手前には無之、内所へ自身取に參候。其時手近き故に候か、脇刺を置ながら罷越候て立歸候所を、右脇指を以て突申候。折節庭に小者一人致掃除罷在、其儘罷越手傳いたし突臥。其所へ兼て申談置候傍輩高桑忠兵衛・並原左衛門家來小者萬藏と申者も手傳仕候。此萬藏は政右衛門兄弟なり。裁許人中田善左衛門と申者は、内所へ罷こし、吉左衛門妻分久敷召仕候妻有之、要同事に召

仕候、罷置吉左衛門と申者の娘也。

右騷動を承付け刀を抜き、其場へ駈出可申と仕候を押留申候。達て政右衛門を殺害可仕と申候處、義左衛門申候は、迎も此躰に罷成候上は、不屈者共を御切被成候ても無詮事に候。私に御任せ置可被成候。宜敷取計御跡目斷絶不仕様に可仕と申候。是は去々々春與村數馬を、家來田田、妻の新左衛門被逆の事を似せ申候由。妻の妹有之常々養女分に仕置候。此者は薙刀を抜て駈出候處、

是をも義左衛門押置、兩人を一問所へ追入口に付居申候。

何とも難心得様子に付妻申聞候は、我等は其譚合點も仕候得共、女房其外合點不仕者も候間、茶の間臺所の入口をしめし候様に仕度ものと申候へば、義左衛門承受け臺所の方へ參候内に、表へ可罷越と仕候得共、入口を締置候に付、奥の庭に小者一人炭を切罷在候に付、此刀を其方へ渡し候間、是にて政右衛門を切候様にと申聞候處に、此者も内々同類故合點不仕候。其所へ又義左衛門罷越、姉妹共々一間の内へ入申候。其内に下女を一人猿戸より出し、前田多宮に罷在候兄弟共の内へ案内申遣候。扱惡黨共は吉左衛門死骸を洗清め、衣類も改め夜着蒲團、疊迄も改め敷き、頭巾をきせ病死の躰に致しなし、其間は門戸を閉置き外人の不來様

に仕置候。とくと仕廻候て、吉左衛門いとこ山本五郎左衛

門并近所杉野善兵衛・石黒平治右衛門へ急病の旨申遣候。五

郎左衛門は病中に付、家老一人に小者五人相副遣候。杉野・

石黒は野外へ罷出不在合候。五郎左衛門家老へ、妻潛在病死

にて無之趣爲知候に付、病中にて罷越可然旨申遣候。五

郎左衛門罷越候は、漸く七半時頃候。杉野・石黒も其時分

に罷越候。義左衛門罷出病死の様子申聞候は、平生持病に

て大用大瀉仕候。今日番前雪隠にて大瀉仕、其後腹痛いた

し、色々加療治候へども終に致落命候旨申候。病褥の体も

見届候へば其趣に候に付、一旦其通りと存候處、家老變死

の趣妻口上等申聞候に付、義左衛門遁走り不申様に、重て

門戸をも閉候て先づ義左衛門を締申付候。其間に政右衛門

をば、不破元澄へ使に遣候旨にて、元澄宅より直に爲致逐

電候。是は政右衛門一人の所爲にいたし、其外はひたすら

主人跡目相續を仕候様に、取締申謀ばかりに候。組頭入江八

郎左衛門へも急病と申遣候。急引の番引書付にも判形相調

へ、御帳付山田十左衛門へ遣候。是等の儀皆義左衛門所爲

にて候。八郎左衛門は三四年長病にて難罷越候に付、御